# 第2節 新しい少子化対策の概要と今後の取組の方向

# 1 新しい少子化対策の視点 (新しい少子化対策の特徴)

新しい少子化対策は、少子化対策の抜本的な 拡充、強化、転換を図るため、 社会全体の意 識改革と、 子どもと家族を大切にする観点か らの施策の拡充という2点を重視し、後述する とおり新たな視点を整理した上で、40項目にわ たる具体的な施策を掲げている。

特に、家族・地域の絆の再生や社会全体の意 識改革を図るための国民運動の推進を強調して いること、親が働いているかいないかにかかわ らず、すべての子育て家庭を支援するという観 点も加えて、子育て支援策の強化を打ち出して いること、成長に応じて子育て支援のニーズが 変わっていくことに着目し、妊娠・出産から高 校・大学生期に至るまで、子どもの成長に応じ て、年齢進行ごとの4期に分けて子育て支援策 を掲げていること、などが特徴的な点といえる。

(少子化対策の拡充・強化・転換と緊急性)

まず、少子化の状況及びこれまでの少子化対 策に対する認識として、

2005 (平成17)年は、総人口が減少に転じ る人口減少社会が到来し、出生数、合計特殊 出生率ともに過去最低を記録したこと

こうした少子化傾向が続くと、人口減少は 加速度的に進行し、経済産業や社会保障の問 題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わ る問題となること

1990年代半ばからの従来の対策のみでは、 少子化の流れを変えることができなかったこ とを深刻に受け止める必要があること という点を指摘する。

そして、出生率の低下傾向の反転に向け、少 子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の 重要性の再認識を促し、また若い世代の不安感 の原因に総合的に対応するため、少子化対策の 抜本的な拡充、強化、転換を図っていかなけれ

第1-2-6図 新しい少子化対策の概要

2006年6月20日、少子化対策に関する政府・与党協議会において合意 同日、少子化社会対策会議(会長:総理、全閣僚で構成)で決定 「骨太方針2006」に盛り込み、強力に推進

経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題

急速な少子化の進行と 人口の減少

合計特殊出生率 1.25 数 106万人 生

2万人 |初の人口自然減

出生率の低下傾向を反転させる

社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識、若い世代の 不安感の原因に総合的に対応するため

少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る

#### (1)社会全体の意識改革

- ・子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任
- ・国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組む
- (2)子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の拡充

子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援 すべての子育て家庭を支援するため地域における子育て支援策を強化 (特に在宅育児、放課後対策)

仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を確保できるよう男性を含めた働き方の改革

親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対 策の推進

就学期における子どもの安全対策、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びそ の家族への支援の拡充

## 新たな少子化対策の推進

#### (1)子育て支援策

新生児・乳幼児期 (妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の支払い手続の改善

妊娠中の健診費用軽減

不妊治療の公的助成の拡大

妊娠初期の休暇などの徹底・充実

産科医等の確保等産科医療システムの充実

児童手当制度における乳幼児加算の創設

子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネッ トワークの構築

#### 未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充

待機児童ゼロ作戦の更なる推進

病児・病後児保育、障害児保育等の拡充

小児医療システムの充実

行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討

育児休業や短時間勤務の充実・普及

事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進 子どもの事故防止策の推進

就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

#### 小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

# 中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等

学生ベビーシッター等の推奨

## (2)働き方の改革

#### 若者の就労支援

パートタイム労働者の均衡処遇の推進

女性の継続就労・再就職支援

企業の子育て支援の取組の推進

長時間労働の是正等の働き方の見直し

働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運 動

#### (3)その他の重要な施策

子育てを支援する税制等を検討

里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発

地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間 交流の推進

児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化

母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進

食育の推進

家族用住宅、三世代同居・近居の支援

結婚相談等に関する認証制度の創設

#### 国民運動の推進

#### (1)家族・地域の絆を再生する国民運動

「家族の日」や「家族の週間」の制定

家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

#### (2)社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及

有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供 生命や家族の大切さについての理解の促進

ばならない。また、第2次ベビーブーム世代がまだ30代であるのもあと5年程度であることを考えると、速やかな対応が求められるとしている。

# (社会全体の意識改革)

総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さが理解されることが重要であり、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えるような社会であってこそ、出生率向上のための各種支援策が効果を発揮する。家族の絆や地域の絆を強化するために、国、地方自治体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組むことが重要で

あるとしている。

# (子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充)

子どもを持ちたいという国民の希望に応え、 子どもを安心して生み、育てやすくする環境整備のための支援策をさらに拡充していくことが 重要であるとし、子育て家庭は子どもの成長に 応じて様々なニーズや懸念を有していることか ら、少子化対策は総合的、体系的、多角的に立 案され、以下の5つの考え方に沿って重点的に 推進する必要があるとしている。

子育ては第一義的には家族の責任である が、子育て家庭を、国、地方自治体、企業、 地域等、社会全体で支援する。

すべての子育て家庭を支援するため、地域 における子育て支援策(在宅育児や放課後対 策も含む)を強化する。

仕事と子育ての両立支援の推進や、子ども と過ごす時間を十分に確保できるように、男 性を含めた働き方の見直しを図る。

親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面で も課題が多い出産前後や乳幼児期において、 経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講じ る。

就学期における子どもの安全確保や、出 産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制 の強化、特別な支援を要する子ども及びその 家族への支援を拡充する。

# 2 新しい少子化対策の概要

# (子育て支援策と働き方の改革の推進)

新しい少子化対策では、前述した視点を踏ま え、2005 (平成17)年度から実施している「子 ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわ せ、次に述べるような子育て支援策及び働き方 の改革を推進することとし、歳出・歳入一体改 革の中で必要な財源の確保とあわせて、平成19 年度予算編成過程において検討するものとして いる。

## (子育て支援策)

子育て支援策については、子どもの成長に応 じて、「新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳 幼児期まで)」、「未就学期(小学校入学前まで)」、 「小学生期」、「中学生・高校生・大学生期」の 4期に分けて、新たな施策を中心に20の施策を 掲げている。

新生児・乳幼児期では、出産育児一時金の 支払い手続きの改善、妊娠中の健診費用の負 担軽減、不妊治療の公的助成の拡大といった 出産費用の負担軽減、妊娠初期の休暇などの 徹底・充実、産科医等の確保等産科医療シス テムの充実、児童手当制度における乳幼児加 算の創設、子育て初期家庭に対する家庭訪問 を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 と、安心して出産できる環境整備を推進する とともに、子どもが乳幼児期にある子育て家 庭を支援する。

未就学期では、全家庭を対象とする地域に おける子育て支援拠点の拡充、待機児童ゼロ 作戦の更なる推進、病児・病後児保育、障害 児保育等の拡充、小児医療システムの充実、 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法 の改正の検討、育児休業や短時間勤務の充 実・普及、事業所内託児施設を含め従業員へ の育児サービスの提供の促進、子どもの事故 防止策の推進、就学前教育についての保護者 負担の軽減策の充実と、子育ての喜びを感じ ながら育児ができるように子育て家庭への支 援と地域の子育てサービスの充実を図る。

小学生期では、放課後時間を有意義に過ご すことができるよう、全小学校区における 「放課後子どもプラン」を推進するとともに、 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安 全対策を図る。

中学生・高校生・大学生期では、奨学金の 充実等、教育費負担の軽減を図るとともに、 学生のベビーシッターを養成する。

#### (働き方の改革)

若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡 処遇の推進、女性の再就職支援等「再チャレン ジが可能な仕組みの構築」を推進するとともに、 企業の子育て支援の推進や長時間労働の是正、 働き方の見直しを含む官民一体子育て推進運動 など、従来の働き方を改革する。

## (その他重要な施策)

その他の重要な施策として、子育てを支援す る税制等の検討、里親・養子縁組制度の促進と 広報・啓発、地域の退職者、高齢者等の人材活 用による世代間交流の推進などを図る。

# (国民運動の推進)

前述した子育て支援策及び働き方の改革における具体的な支援施策の強化、拡充にあわせ、 長期的な視点に立って社会の意識改革を促すため、家族・地域の絆を再生する国民運動、社会全体で子どもや生命を大切にする運動といった国民運動を展開する。家族・地域の絆を再生する国民運動については、「家族の日」や「家族の週間」の制定、家族・地域の絆に関する国、地方自治体による行事の開催、働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動を掲げている。また、社会全体で子どもや生命を大切にする運動については、マタニティマークの広報・普及、有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報の提供、生命や家族の大切さについての理解の促進を掲げている。

# 3 今後の取組の方向

(新しい少子化対策に基づく総合的な少子化対 策の推進)

新しい少子化対策は、「経済財政運営と構造 改革に関する基本方針2006」(基本方針2006) (2006年7月7日閣議決定)に明確に反映され ている。

基本方針2006では、まず第1章の「日本経済の現状と今後の課題」において、わが国が直面する国内の3つの課題のひとつとして、「全力を挙げて少子化対策に取り組み、少子化に歯止めをかけなければならない」としている。

第4章の「安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」の中で、最初に「総合的な少子化対策の推進」を掲げ、「『新しい少子化対策について』に基づき、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ることが必要である」とし、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策と働き方の改革を推進する、社会の意識改革を進めるため、家族・地域の絆を再生する国民運動を展開する、と明記している。

# (今後の展望)

新しい少子化対策の冒頭で述べられているとおり、昨年(2005年)は、日本が1899(明治32)年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25と、いずれも過去最低を記録した。

本年になってからの出生数は2月以降前年同月を上回っており、明るいきざしがみられるものの、昨年の出生数の減少幅(約4万8千人減)を回復するまでには至っていない。長期的にみれば、合計特殊出生率が反転したとしても、出生数は母体となる女性の出産年齢人口(概ね15歳以上49歳未満人口)そのものが減少していくため、減少傾向は続いていくものと予想される。

今後、このまま少子化傾向が続けば加速度的に人口が減少していく。こうした人口減少の度合いを緩和し、次代を担うように生まれてきた子どもが健全に成長し、そして子育て家庭において男性も女性も仕事と育児を両立させ、子育てに喜びと生きがいを感じられるようにしていくためにも、少子化対策の一層の充実が必要である。

新しい少子化対策では、「出生率の低下傾向を反転させる」という目標を設定しているが、補章で述べるとおり、欧州諸国の最近の人口動向をみても、出生率の低下傾向の流れを変えることは決して不可能なことではない。そのためには、第2次ベビーブーム世代やその後の世代という、わが国にとってまだ20代、30代の人口層が厚い時期にインパクトがある少子化対策を講ずる必要があり、新しい少子化対策を速やかに実施に移していくことが極めて重要である。

# (少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策 課題)

新しい少子化対策では、最後に、

少子化問題は、わが国の在り方が問われて いる課題であり、各種の施策を組み合わせつ

つ、国、地方公共団体、職域、地域、家族、 個人など、社会を構成するすべての主体が、 それぞれの責任と役割を自覚し、子どもと家 族を大切にする視点に立って積極的に取組を 進めていくとともに、進捗状況を検証し、充 実に努める必要があること

厳しい財政事情を踏まえつつも、少子化対 策を国の基本にかかわる最重要政策課題とす る一致した認識の下で、知恵と工夫をもって 諸施策を強力に推進し、日本の未来と将来世 代のために総力を傾注すること

を強調している。

こうした認識を、国や地方自治体、企業、地 域団体、家族等、すべての組織・人々が共通の ものとし、少子化対策の一層の推進に向けて取 り組んでいくことが肝要である。

# (児童・家族関係費の充実)

少子化対策の充実度合いを測るメルクマール (指標)には様々なものがあるが、社会保障給 付費全体の中の児童・家族関係給付費の割合を みると、2004 (平成16)年度において、全体で 85.6兆円のうち3.6%、3.1兆円となっている。高 齢者関係給付費は全体の70.8%、60.7兆円となっ ている。仮に、児童・家族関係給付費を15歳未 満人口で除し、高齢者関係給付費を65歳以上人 口で除すると、1人当たり給付費は、高齢者は 約236万円であるのに対し、子どもは約17万円 となる。

第1-2-7図のとおり、高齢化の進展に伴 い、年金、高齢者医療費、老人福祉費等が増大

してきたことから、高齢者関係給付費の増大は 著しい。それに比べて、児童・家族関係給付費 の伸びは小さい。1980(昭和55)年時点では、 社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割 合は43.4%、児童・家族関係給付費は4.5%であっ たが、2004年までの伸びが高齢者関係給付費は 5.6倍であるのに対し、児童・家族関係給付費 は2.8倍であったため、前述のとおり、社会保 障給付費における構成比の差が拡大している。

こうした状況の中で、近年、急速な少子高齢 化の進行の中で世代間の公平を確保するととも に、制度を持続可能なものとする観点から、年 金、医療、介護等の改革が相次いで実施され、 この中で高齢者関係給付の見直しも進められて きた。一方、高齢者関係給付費との関係から、 **直ちに、児童・家族関係給付費がどの程度であ** るか定められるものではないが、本年6月、官 房長官主宰の懇談会である「社会保障の在り方 に関する懇談会」最終報告では、「社会保障給 付費全体に占める高齢者関係給付費と児童・家 族関係給付費の格差・バランスの見直しに取り 組むことが必要である」と指摘している。

また、OECD諸国と比較をすると、わが国 はGDPに対する児童・家族関係給付費の割合 が全体で25番目である。アメリカを除けば、合 計特殊出生率とGDPに対する児童・家族関係 給付費の割合には相関関係がみられるところで ある。今後、財源の確保を図りつつ少子化対策 を推進していきながら、「子育てフレンドリー な社会」を構築していくことが課題となってい る。





第1-2-7図 社会保障給付費における高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の推移

第1-2-8図 各国の家族政策に関する財政支出の規模(対GDP比)

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

